

第二課

函 報

手 印

昭和十八、一一、二七

電 報 一、一、二五 一六〇九發 一、一、二五 一七二〇受行 二、二、二五 點檢

次 長 苑 岡 部 隊 總 參 謀 長

南參一電第六八六號

「スマトラ」島航空防衛並ニ「バレンバン」防空體系ノ件?

「バレンバン」防衛司令部ハ之ヲ防空師團ニ編成ス 但シ其ノ

隷下ニ防空飛行團及防空旅團(高射砲三聯隊基幹)ヲ編入ス

新設飛行師團ニ「スマトラ」島及爪哇島地[?]區航空部隊(除ク防

空飛行團、教育飛行團挺進團)ヲ隷屬セシメ防空師團及新設飛

行師團ハ共ニ之ヲ第三航空軍ニ隷屬セシメ且防空師團ヲ成ルベ

ク速カニ第二十五軍司令官ノ指揮下ニ入ラシメ度當方ノ意見ナ

ルニ付至急飛行師團司令部及防空師團司令部ヲ新設シ其ノ編合
ノ關係ヲ上記ノ如ク律セラレ度 尙新設飛行師團長ハ教育飛行
團及挺進團ヲモ指揮セシムルヲ適當トストノ考ナリ (終)

269

0838



第二課

電報

昭和一九五二年
五月二三日
二二〇一〇〇
發五二三
一〇六三〇
點五六五

日 剛發電第一〇四號

兵站總監部參謀長 宛
岡部隊參謀長

一、四月、五月中輝及剛方面ニ對シ補給セル航空燃料次ノ如シ

(記載順ハ船名、積載數量、搭載日時、月次)

輝向ケ

帝雄丸[?] 七四〇〇本 四月二十二日 (二月分)

せれべす丸 一萬本 五月 八日 (三月分)

佛蘭西丸 六千本 五月 十五日 (三月残り及四月分一千ヲ含ム)

合計 二三、四〇〇本

剛向ケ

室蘭丸 一一、三三六本 四月十七日（三月分）

ばしふいつく丸 一五、〇〇〇本 五月一日（三月残り及四月分）

一、三三六本ヲ含ム

合計 二六、三三六本

（終）

通電先 威

参 考 兵站總監部参謀長、

配布先 第十課、軍事課、野兵長、燃料課、野航兵長、第二課

三三六

271

0840

作戦

至急秘親展

報

二四〇〇〇五號
〇二〇〇著

昭和一六一一四

大次官長

宛

富集團

參謀長

陸軍部第一電第四四九號

大陸指第九八二號ニ基ク日佛印共同防衛現地交渉ノ次ノ協定案ニ依
リ速カニ開始致シ度ニ付至急何分ノ指示相成度

日佛印共同防衛ニ關スル現地軍事協定案

一、日、佛印兩軍ハ協同シテ佛印ヲ防衛ス

二、日本軍ハ佛印ニ進駐スル敵ニ對シ主トシテ南部佛印ノ防衛ニ協力

三、佛印軍ハ佛印ニ進駐スル敵ニ對シ主トシテ北部佛印ノ防衛ニ任ズ、

272

0841

北部佛印ノ日本軍ハ所要ニ應ジ佛印軍ヲ支援ス

四 日本軍ガ北部佛印方向ヨリ對支那進攻作戰ヲ實施スルニ當リテハ佛印軍ハ直接之ニ參加スルコトナキモ佛印内ニ於ケル日、佛印兩軍ハ飽クマデ共同防衛ノ精神ニ基キ相互ニ協力シ且日本軍ニ必要ナル便宜ヲ供與セラるベキモノトス

五 共同防衛上必要ナル航空、交通、通信、氣象等ニ關シ佛印側ハ既ニ協定セルモノノ外所要ニ應ジ日本軍ニ必要ナル便宜ヲ供與ス
六 防空ニ關シテハ左ノ要項ニ基キ所要ノ現地日佛印兩軍最高指揮官ニ於テ細目協定ヲ實施ス

(1) 西貢、「ブノンベン」、「サンジャック」、「カムラン」、河内、海防等ノ防空ハ日、佛印兩軍ノ防空兵力ヲ以テ協同シテ之

ニ當ル

(2) 燈火管制警報等ハ日、佛印相互協定ノ上實施ス

(3) 對空監視及防空通信ハ日、佛印協同シテ之ニ當ル

(4) 防空ノ爲佛印側ハ日本軍ニ對シ所要ノ施設特ニ通信、放送機關等ノ利用ニ關シ便宜ヲ供與ス

(5) 防空ノ實施ニ關シテハ日本軍最高指揮官之ヲ統制ス

キ 佛印内ノ靜謐維持ニ關シテハ日本軍、佛印官憲協力ス

ハ 日、佛印兩軍軍事上ノ秘密保護、第三國諜報機關ノ排除、通信(無

線) 放送ヲ含ムニ關スル取締及軍事要地ノ交通制限等ニ關シテハ

所要ノ現地日、佛印兩軍最高指揮官ニ於テ細目協定ヲ實施ス

九 本協定ハ日、佛印機關ノ秘密協定トス

通電先 次長 次官 河内機関（参考迄）

2

275

0844

二課内回覽



至急

秘 電 報

一六二九

一七三〇

二一〇〇 著

昭和一六一一三〇

兵總複寫

陸 軍

富集參二電第九六四號

兵站總監部參謀長 宛

富 集 團 參 謀 長

富集團司令部殘部ノ盡力及各部長以下十二月四日乘船五日
出發ノ豫定ナリ

(終)

配布先 第二課 兵 總

日本標準時 78

0845

至急秘

昭和一六一二六

電報

一三六〇六〇〇發

次長宛

富集團參謀副長

富西連電第一五號

一 昨日海軍中型攻撃機三〇機ノ偵察ニ依レバ南支那海ニハ敵ノ艦
 隊及飛行機ヲ認メテ唯國籍不明ノ潜水艦（我が海軍ナルヤモ知レ
 ズ）「プロコンドル」群島北側附近ヲ北進中ナルヲ發見ス
 「プロコンドル」島ハ本五日朝海軍部隊ヲ以テ無事占領ス
 「マレー」總督ハ一日特別宣言ヲ以テ「マレー」ヲ緊急狀態下ニ
 置キ全植民地義勇軍ヲ召集スベキ旨ヲ發表ス「サラワク」ヲ訪問

278

0847

中ノ馬來軍司令官「パーシパール」中將ハ豫定ヲ繰上ゲ一日歸還
セルモノノ如シ

(終)

279

0848

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	回	作	課 内 覽	第 一 課
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	覽	戰		

軍機

電報

總長宛
高集園長

富戰參二電第七〇〇號

山下奉八日〇三三五

一三八
〇三、五〇
〇六、四八
著

昭和一六三三

(終)

0850

4

作戦班

電報

次長宛

治集團参謀長

昭和十七年二月二十七日
一六六 二五四九號

治参電第八四號

治旅命甲第一一九號

前二月五日

一般情勢ノ必要上、コバンゼルマシン
ノ攻略ニハ海軍艦艇ニ依ル直接護
衛ハ之ヲ行ハザルコトニ定メラル
支隊ハコバリックパパンニ攻略後所要ノ
兵力ヲ以テ之ガ警備ニ任ジ且コバリ
クパパン飛行場ノ整備ニ協力ス

ルト共ニ更ニ海軍航空基地^ヲ擯進
ノ爲左記ニ依リ速カニハ達クモニ
月上司迄ノ獨働ヲ以テコバンゼルマ
シンレ飛行場ヲ領整備スベシ
本飛行場ノ迅速ナルヲ領整備ハ軍
全般ノ作戰指導ヲ特ニ航空撃滅戰
ニ任ズベキ戰鬪隊ノ爲唯一ノ基地
ナルヲ以テ極メテ重大ナル意義ヲ
有スルモノトス
ハ一部ヲ以テ陸路ヨリコバンゼルマシン
及飛行場ヲ攻略ス
口一部ヲ以テ飛動艇及海軍ノ有ス
ル魚船其ノ他ヲ使用シ在コバリク

232

0852

パパン海軍飛行場基地ノ基幹
要員及戦闘機関燃料弾薬
ヲ成ルベク多ク携行シ舟艇機動
ニ依リコバンセルマシンニ飛行場ヲ
占領シ整備ス

ハ飛行場ノ整備ハ海軍基幹要員
協力ノ下ニ陸軍主トシテ之ニ
任ズルモノトス 此ノ際原住民ノ
徴用ニ努カム

ミコサンガサンガ及コサマリング島ハ一部
ヲ以テ主トシテ陸路ヨリ之ヲ攻略スベシ
通電光 大本營固、第三艦隊、第十一航空艦隊(終)

様紙

電報

昭和一九二七年三月
三月二日
三月三日
三月四日
三月五日
三月六日
三月七日
三月八日
三月九日
三月十日
三月十一日
三月十二日
三月十三日
三月十四日
三月十五日
三月十六日
三月十七日
三月十八日
三月十九日
三月二十日
三月二十一日
三月二十二日
三月二十三日
三月二十四日
三月二十五日
三月二十六日
三月二十七日
三月二十八日
三月二十九日
三月三十日

海軍省 海軍部 海軍大臣 海軍少将 海軍中將 海軍大佐 海軍少佐 海軍中尉 海軍少尉 海軍中士 海軍少士 海軍中卒 海軍少卒 海軍中兵 海軍少兵 海軍中伍 海軍少伍 海軍中士 海軍少士 海軍中卒 海軍少卒 海軍中兵 海軍少兵 海軍中伍 海軍少伍

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍少将 陸軍中將 陸軍大佐 陸軍少佐 陸軍中尉 陸軍少尉 陸軍中士 陸軍少士 陸軍中卒 陸軍少卒 陸軍中兵 陸軍少兵 陸軍中伍 陸軍少伍

海軍省 海軍部 海軍大臣 海軍少将 海軍中將 海軍大佐 海軍少佐 海軍中尉 海軍少尉 海軍中士 海軍少士 海軍中卒 海軍少卒 海軍中兵 海軍少兵 海軍中伍 海軍少伍

海軍省 海軍部 海軍大臣 海軍少将 海軍中將 海軍大佐 海軍少佐 海軍中尉 海軍少尉 海軍中士 海軍少士 海軍中卒 海軍少卒 海軍中兵 海軍少兵 海軍中伍 海軍少伍

海軍省 海軍部 海軍大臣 海軍少将 海軍中將 海軍大佐 海軍少佐 海軍中尉 海軍少尉 海軍中士 海軍少士 海軍中卒 海軍少卒 海軍中兵 海軍少兵 海軍中伍 海軍少伍

海軍省 海軍部 海軍大臣 海軍少将 海軍中將 海軍大佐 海軍少佐 海軍中尉 海軍少尉 海軍中士 海軍少士 海軍中卒 海軍少卒 海軍中兵 海軍少兵 海軍中伍 海軍少伍

海軍省 海軍部 海軍大臣 海軍少将 海軍中將 海軍大佐 海軍少佐 海軍中尉 海軍少尉 海軍中士 海軍少士 海軍中卒 海軍少卒 海軍中兵 海軍少兵 海軍中伍 海軍少伍

海軍省 海軍部 海軍大臣 海軍少将 海軍中將 海軍大佐 海軍少佐 海軍中尉 海軍少尉 海軍中士 海軍少士 海軍中卒 海軍少卒 海軍中兵 海軍少兵 海軍中伍 海軍少伍

海

二條の臨時ニ於テ「ハバ」一地區ニ大光信親多表シアリ

又先日八邊島府岸ニ於テ海軍大光二條アリ。彼處のニ島國中ナ
リ、尙舊島ノ新入ノ地居ヤ散ニ定メスルモノアルモノ知シ

無縁無事

三十八日臨時ニ於テ「ハバ」一州「ハバ」一縣地方海上約

三三三三三ニ於テ「ハバ」ヨリ「スラバヤ」向テ航行

中ノ「シヤンド」一丸ハ重洋水程ヨリ約一二夜ノ魚雷攻撃ヲ受

ケ三十分ニシテ沈没セリ

乗組員ノ皆ニ依テハ負傷水陸救急ニシテ救護セシナリト

(終)



作戦

至急極秘親展

電

報

昭和

初

一七

三〇

〇〇

二三

海務課長宛

第四十八師團參謀長

海參電第六八一號

第二課長へ 近藤少佐ヨリ

電第九六號拜承ス

「ギルバート」群島ノ處理ニ關シテハ聯合艦隊ノ意見ヲモ

視シ綜合判決ヲ得度キ考ヘアリタルモ取敢ズ小宮ノ意

見ヲ報告ス(岡田海軍少佐諒解済)

「ギルバート」群島ハ將來「エリス」諸島方面ヨリスル敵ノ

反攻ニ備ヘ其ノ要域ヲ「マドニヤル」防衛地帯ニ包括

確保スルヲ要ス

特ニガ「方面」ノ作戰一段落セバ敵ハ反攻ノ鋒ヲ此ノ方面ヘ指向スルハム算アルヲ以テ現下我ノ先制ノ利ヲ速カニ擴充スルヲ要ス

之ガ爲ニ「タラワ」(現在守備兵力約一〇〇〇戰車五)航空基地ノ急速ナル設定ヲ緊喫ノ要務トス蓋シ本基地ヲ利用セバ「バルバート」ノ全域ヲ制シ得レバナリ
我ノ基地設定ニ先カチ敵ガ本諸島中ニ基地ヲ設クルヲ防グル爲「バル」^{「アパマナ」}等ノ利用價値アル島嶼ハ監視ヲ嚴ニスルト共ニ少クモ「タラワ」基地ヲ完成スル迄兵力ヲ以テ確保シ置クヲ要ス

「タラワ」ハ取敷ク高角砲ハ陸戰隊一中隊ヲ増加シ海軍獨力ヲ以テ守備ス(能力アリト認ム)

「アパマナ」ハ特設見張所トシ守備兵カラ陸戦隊中隊トス（現在七〇名餘）

「ベル」ハ山縣兵團ノ歩兵一大隊、聯隊砲、速射砲、戦車中隊十加、高射砲、工兵各中隊、基幹兵力ヲ派遣ス（状況之ヲ許セバ「ベル」及「タラワ」ハ駐セ担任ヲ反對トス）

「マキン」ハ概ネ現況ノ通四乃至五〇〇名程度トス「ガルバート」及「マーシヤル」方面豫備トシテ山縣ノ主カラ「ヤルト」又ハ「ケゼリン」ニ推進シ山縣ハ第四艦隊長官ノ指揮下ニ入ラシム

「五ベル」其他ノ島ノ利用價值ニ關シテハ今後更ニ偵察検討ノ餘地アリ又「ベル」ニ兵力推進ノ場合カ給水補給等ニハ相當ノ困難性アルヲ豫期セザル

ベカラス

六海軍トシテモ「ガルト」ヲ第六根據地隊ヨリ分離シ
新ニ根據地隊設置ノ要アルベシ

(終)

239

0859

作 電
至急極秘親展

電 報

庶務課長宛

第四十八師團參謀長

海依頼電第五三一號(註、電信所於テ宛名相違調査爲遲延)

第二課長へ 近藤少佐ヨリ

一、現地陸海軍航空協定立會等ノ爲一日出發ヲ延期セリ

「チモル」島方面ニ對スル航空作戰ヲ海軍ト協力擔任スルコトニ關

シ南方軍ノ態度稍々消極的低調ニシテ中央ノ意圖竝ニ艦隊

ノ要望トハ相當ノ開キアリ小官ヨリ私見トシテ中央ノ意圖ヲ

昭一七、一〇、二五
一〇、二三、二〇一五發
一〇、二四、二一四〇著
二三〇四〇受
二三〇〇点

傳へタル所主任參謀ハ一應諒解シ改メテ昭南ニ請訓スルコトト

レルモノ度方面ニ向ヒアル頭ヲ轉換セシムルニハ更ニ中央ヨリ

指導ノ餘地アリト存ゼラル

ニ林參謀ニ連絡シタル所ニ依リ總軍ハ「アル」^レ「タニバル」^レ防衛

ニ關シ確信ヲ有シアラザルガ如キ印象ヲ得タリ 就テハ右不

安解消即チ南方軍ノ任務ノ擴大ニ伴フ負擔輕減ノ爲此

ノ際後詰トシテ一部ノ兵力ヲ「ミンダナオ」島ニ推進スルヲ適當

トスル意見ナリ

三、防衛強化ノ大命ニ基キ現地兵力配置ハ左ノ如ク決定セリ

「タニンバル」歩兵一大隊基幹

「アル」歩兵一中隊（陸戦隊ノ一中隊ヲ併ヒ指揮）

「チモル」島、師團主力（歩兵四大隊半）戦車第四聯隊

「スンバ」歩兵一大隊基幹（陸戦隊四〇〇）

以上ノ各部隊ハ師團長ノ直轄トシ「タニンバル」部隊ハ十月

中旬迄ニハ派遣完了ノ豫定ナリ（鼠上陸ノ止ムナキ状況

ニアリ）

四、現地ニ在リテ痛感シタル印象ノハ「戦争ハ此カラ」ノ心

構ヘノ缺如ハ銃後ノミニアラザルコト之ナリ

大本營トシテモ敵側ノ總反攻準備並ニ戰況等ノ通報ニ
關シ更ニ努力ヲ要スルモノアリ

(終)

233

0863

秘至急親展

第三編 用

電報先次張船訂堅輝
 通電先次張船訂堅輝
 參考所司船輸支(步兵第百四十三聯隊)
 靜參電第五七二號
 戰術序列變更依り當師團ノ歸合ヨリ除カレ
 タル步兵第百四十五聯隊ト同時ニ輸送スルヲ定
 ナリシ聯隊以外ノ部隊(戰車隊步兵第六十派
 團)ノ一部及所屬車及貨物ノ別途比島經由ニテ
 輸送スル如ク處理相成度返

(終)